

## 会津若松市中心市街地活性化基本計画（素案）パブリックコメント 個別意見の概要及び市の考え方

- 1 意見募集期間  
平成 27 年 1 月 15 日（木）から 2 月 13 日（金）まで
- 2 周知方法
  - ・ 市政だより、市ホームページによる広報
  - ・ 市政情報コーナー、各支所、各市民センター、市商工課における閲覧
- 3 意見提出者数及び提出方法  
6 名（郵送 2 名、ファックス 4 名）
- 4 意見件数  
36 件
- 5 内容  
別紙のとおり

| No. | 分類       | 意見の内容  | 市の考え方  |
|-----|----------|--|--|
| 1   | 基本計画の見直し | どこを中心市街地のエリアと考えているのか。また、計画見直しの目的（理由）を明確に定めたいと検討を進めるべき。   | 中心市街地のエリアは、会津若松駅から鶴ヶ城に至る範囲を中心に都市機能が集積している地域としています。<br>今回の計画見直しは、計画期間とする今後5年間に集中的に事業を推進するため、これまでの中心市街地のエリアの見直しや事業の拡充を行うものです。                                  |
| 2   |          | 現在、定着している「中心市街地」の概念は、地元商工業発展の歴史とともに変遷している。これからは城下町観光客の誘致を中核とする中心市街地を創造すべき                        | 中心市街地は、そのまちの「顔」であり、生活の場であり、交流の場であると認識しております。<br>本計画においても、これからの人口減少社会において、観光による交流人口の拡大は必要であると認識しており、「会津らしさを活かした交流人口の拡大」を目標の一つに掲げております。                        |
| 3   |          | 中心市街地の活性化の方向性について、観光客のさらなる誘致を目指すのか、地元商工業発展を目指すのか、的を絞るべき  | 一方、「商業の活性化」、「まちなかにおける市民活動量の増大」も目標としており、観光のお客のみならず、市民の皆さんをはじめ多様な主体が日常的にまちなかに集まり、商店街等を利用し、活動することが重要であることから様々な視点から魅力と活力ある中心市街地の活性化を推進していきます。                    |
| 4   |          | 計画の見直し作業は、庁内プロジェクトチームを編成し、関連部課が連携して取り組むべき  | 計画に見直しにあたっては、幅広い関連する部課による庁内横断的な会議にて協議を行ってきました。<br>今後とも庁内での連携を図りながら計画を推進していきます。   |
| 6   |          | 今の会津若松市には賑わいのある市街地が消滅している。存在しているとすれば、観光シーズン限定で観光客で賑わう七日町通りだけである。                                 | 本計画における中心市街地は、七日町通りを含む会津若松駅から鶴ヶ城に至る範囲を中心に都市機能が集積している地域としています。また、中心市街地の活性化に向け、通りや商店街等の魅力を向上し、市民や観光客の皆さまが、まちなかを回遊することで賑わいを創出することを目指すものです。                      |
| 7   |          | 計画見直しの方針については、国の「地方創生」施策に踊らされることなく、地に足を据えた「夢のある、市民の暮らしを生き生きさせる会津若松市の未来」を構築する基本計画の見直しをお願いしたい。     | 中心市街地の活性化に向けては、本市が誇る伝統や文化を継承しながら、基本計画に掲げる基本方針に基づき、計画に位置付ける各事業を着実に推進します。また、事業の実施にあたっては、国の支援制度等の情報収集に努め、有効に活用していきます。   |
| 8   |          | 国の認定のための検討を急ぎすぎ、本市の将来像を見据えないままではプランが付け焼刃になってしまう。あらゆる角度から吟味し、大胆なビジョンを計画に盛り込むべき                    | 本計画においては、「城下町回廊の賑わい～まちなかの生活の場・交流の場づくりによる、賑わいのあふれる、歩いて暮らせるまちづくり～」を基本理念に、民間事業者、行政等による中心市街地の活性化に向けた事業を展開していくものであり、中心市街地活性化協議会をはじめ、様々な事業主体等との協議を行いながら事業を進めております。 |
| 9   | 市街地の整備改善 | 中心市街地の血流（人の流れ）をよくすることが必要である。整然とした道路街にヒト空間がないので、道路の間の路地、溜り等の配置で多様性が生まれ、多様性が高齢者の目的のない遊路になればよいと考える。 | 中心市街地の活性化を図るためには、市民や観光客の皆さまが歩いて回遊できるまちづくりが重要な視点であります。そのため、通りや路地裏、商店街の魅力を高めるとともに、憩いの空間の整備等に取り組む、回遊性と滞留性を向上していきます。   |

| No. | 分類       | 意見の内容   | 市の考え方   |
|-----|----------|---|---|
| 10  | 商業の活性化   | 店舗間がつながり回遊できるようなゾーニングで大型施設との共存を目指してはどうか。  | 本計画において、中心市街地における回遊性の向上による交流人口の拡大を目標の一つとしており、路地裏の整備による通り間の回遊性向上や、店舗の魅力向上、店舗を回遊する仕掛けづくり等の事業を位置付けております。<br>ハード面での店舗の連結については、事業主体や経費等の問題もあることから、商店街や通りにおけるソフト事業において店舗の回遊を促す仕掛けづくりも必要であると考えております。                                   |
| 11  |          | 市街地中心部角地における祝日の営業時間が一般の街の活動時間に合わない施設は活性化を阻害する。公共という名に惑わず、機能移転や用途変更等の手法で変革する。  | 中心市街地の活性化は、祝日のみに限定されたものではなく、利便性のよい中心市街地には、商業だけでなく、公共的な施設を含むさまざまな機能が必要と考えております。  |
| 12  | 神明通りの活性化 | 神明通りの活性化として、<br>①大型駐車場を周辺に完備し、車と人の分離<br>②現在のアーケードを撤去し、木製アーケードに作り替える<br>③中層の建物にし、1階は店舗、2階以上は高齢者用アパートにし、店舗と住居一体化のまちづくりを推進<br>④家持ち高齢者を優先し、持ち家は若い世代へ<br>⑤店舗はやる気のある若い世代に開放   | 本計画には神明通り商店街振興組合が事業主体となる「神明通り商店街一体的整備構想」が位置付けられています。現在、事業内容や商店街へのニーズやマーケティング調査等を実施しており、その内容を踏まえて事業内容について検討されていくこととなります。<br>その中で、駐車場やアーケードの改修、空き店舗等の活用等についても含まれていることから、まちなか居住の視点等も含め、いただいたご意見については、今後事業主体等との協議等において参考とさせていただきます。 |
| 13  |          | 神明通りを大きな複合施設の店舗にすべきである。今の古い建物や店舗を思い切り壊して、新しい建物にしない限り発展しない。2階建てで東西を行き来できるようにし、1階をスーパーをはじめいろんな職種の店舗を入れ、2階には映画館や娯楽施設、多種多様な食堂を入れ、各階に高齢者が使えるスペースを作れば自然と人が集まる。また、エレベーターやエスカレーターもあれば高齢者や障がい者も楽に買い物ができ遊びに来る。現在のようにドアを開けないと入れない店舗は敬遠されるが、オープンであれば客は寄ってくると思う。 |   |
| 14  |          | 神明通り商店街が高齢者に人気があるのは、バス路線の要になっているからである。均衡の高齢者が買い物をされる唯一の繁華街が神明通りである。「高齢者の喜ぶ街づくり」をキーワードとして商店主と行政との連携が求められている。   | 神明通り商店街は、バス等の公共交通の要衝であることから、高齢者をはじめとした車を利用しない方々にとっても利用しやすい商店街となっています。<br>神明通りや隣接する商店街における事業においても高齢者の視点を取り入れていることから、今後も連携して取り組んでいきます。  |
| 15  |          | 平日の日中だけでも通り抜け車の交通を規制し、商店街使用者が安心して横断できる町並みにしたい。この場合、交通渋滞が発生する箇所もあるが、道路整備も含め知恵を絞って工夫してほしい。  | 利便性の向上と回遊性の向上による賑わいの創出を図るため、東邦銀行会津支店駐車場南側の道路拡幅や、神明通り商店街一体的整備において、道路や駐車場、路地裏の整備を位置付けております。<br>中心市街地を歩いて回れることは回遊と滞留を生み出すことから賑わいの創出に有効であると認識しておりますが、移動に車を利用される方も多いため、今後の参考とさせていただきます。  |

| No. | 分類        | 意見の内容   | 市の考え方  |
|-----|-----------|---|--|
| 16  | 財政        | 中心市街地活性化債の発行、公平な税の徴収徹底、才覚ある職員の確保と人材登用、議員定数の削減と月給制の廃止  | 計画に位置付ける事業については、民間事業者や行政等のさまざまな事業主体が実施していくものであります。<br>市としては、引き続き財政の健全化に留意し、国の支援制度等を活用しながら財政負担の抑制に努めるとともに歳入の確保と歳出の削減の取組を継続します。  |
| 17  | 地域資源の活用   | 会津らしさを生かす取組について<br>①城下町の文化遺産を生かす<br>②会津ことばを生かした商法<br>③「什の掟」を生かす学校教育のさらなる推進で会津らしさを身につけた後継者の育成<br>④農産物の生産・加工・販売の促進。会津大学との連携を強化し全国へ発信<br>⑤退職者の知識・技術・生き方等の活用                    | 本計画の基本方針において、会津らしさを活かした人が行き交うまちづくりを掲げております。<br>この推進の中で、歴史や伝統をはじめ多岐にわたる本市の地域資源の活用が重要であると認識しておりますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。   |
| 18  |           | 今後の城下町の発展と環境保全を考え、建築物の高さ制限だけでなく自然環境を考慮し、ゆとりある空間確保や歴史的建造物保護のための美観維持を図るため、条例化する。  | 本市においては、市景観条例に基づき様々な取組を行っており、本計画においても景観協定支援事業や歴史的景観指定建造物の保存活用事業、自然景観指定緑地保存活用事業等について位置付けており、景観形成に資する事業は中心市街地の活性化に大きく寄与するものと認識しております。  |
| 19  | 都市福利施設の整備 | 竹田総合病院新病院プロジェクトを、さらに発展させ、「高度医療センターを中心とした人が集まる中心市街地の整備を推進してほしい。<br>①高齢者向け集合住宅の建設・誘致、さらにそれと連携する養護老人ホームの建設・誘致<br>②高齢者介護に関する人材育成のための施設設置、教育機関の誘致<br>③会津大学と連携した高齢者向けITツール開発の施設設置 | 本計画における「本町ケアタウン構想調査研究事業」においては、高齢者向け集合住宅をはじめ、医療と連携した取り組みについての調査、研究を行っていくものであります。<br>また、本事業は、基本理念「まちなかの交流の場・生活の場づくりによる歩いて暮らせるまちづくり」に沿う内容のものであると考えておりますので、今後、実施主体である民間事業者との協議等において参考とさせていただきます。 |
| 20  |           | 本町ケアタウン構想は、財団の施設整備だけでなく、中心市街地へ賑わいを取り戻すまちづくり、交流人口を呼び込む観光振興とも密接に関連していると考えます。<br>また、急速な高齢化社会へ向けた「地域包括ケアシステム」の構築、さらには、交流人口と仕事をふやし、若い世代が生き生きと子育てのできる活力あるまちづくりにつながるものである。         |  |
| 21  |           | 竹田総合病院新病院周辺の活性化については、病院前の南北の道路整備拡充や、見舞客や入院者が買い物ができる会津らしさの表れた店舗の増設と、諏訪神社脇の広場を憩いの場として活用できるものとすべき。   | 本計画における「竹田総合病院新病院プロジェクト」「本町ケアタウン構想調査研究事業」における取組みの参考とさせていただきます。   |
| 22  |           | 鶴城小学校の新築については、景観や雪国であることを考慮し、木造建築（1階は駐車場、2階は教室）とし、観光地の真ん前であることから市のシンボリックな建築物とすべき。   | 鶴城小学校の建設については、現在事業計画に基づき整備を進めております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。  |

| No. | 分類         | 意見の内容  | 市の考え方   |
|-----|------------|--|---|
| 23  | 本町通りの活性化   | 本町通りの活性化については、金融機関、郵便局、病院を訪れる人のため一括した駐車所の整備と、車と人の分離  | 本計画における「竹田総合病院新病院プロジェクト」「本町ケアタウン構想調査研究事業」「スマートウェルネス事業」等の取組みと併せ今後の参考とさせていただきます。  |
| 24  | まちなか居住の推進  | 中心市街地には一般市民（高齢者）が毎日の生活を営んでおり、より便利で快適な生活ができる住環境を提供するとともに、観光客（観光業）で生きる本市の未来に軸足を置いた市政（姿勢）が求められている。  | 本計画の基本理念は「まちなかの交流の場、生活の場づくりによる歩いて暮らせるまちづくり」であり、市民の生活、市民や観光客の交流の場として、中心市街地を位置付けており、本計画においてはまちなか居住の視点等を含む生活基盤の整備と併せ、交流人口の拡大のための事業を実施していくこととしております。      |
| 25  | 駅前活性化      | 駅前の活性化については、旧会津サティを活用し、1階は駐車場、2階以上は映画館と伝統工芸品や農産加工販売所とする。活気のある町並みづくりへ。  | 会津若松駅は本市の玄関口であり、中心市街地エリアの起点であることから、今後の駅前の活性化にあたり、いただいたご意見も参考とさせていただきます。   |
| 26  | 北出丸大通りの活性化 | 追手町から市役所本庁舎の間を追手門茶屋街通りとして郭内の雰囲気再現し、ゆったりした茶屋街通りに。鶴ヶ城の見学を終えた観光客が追手門から出て一服したくなるエリアを作る。空き家や空き店舗の地権者の協力を得てお休み処をつくる。   | 中心市街地の活性化にとって、歩いて回遊できるまちづくりは重要な視点でありますので、通りの魅力向上や憩いの空間の整備等に取り組んでいきます。また、空き家や空き店舗の有効活用やまちなみ景観の整備については、地区の方々や周辺事業者の方々のご意見をいただきながら検討していきます。              |
| 27  |            | 追手町から市役所本庁舎の間を地区住民の理解と協力を得て茶屋街通りを立ち上げ200年前にタイムスリップした城下町の町並みを創造する。  | また、自動車の通行規制は歩行者にとって安全・安心な歩行空間を確保するうえで有効であると考えられますが、課題も多いため、今後の参考とさせていただきます。   |
| 28  |            | 追手町から市役所本庁舎間の整備として、日中は乗用車を通行禁止とし、安心して散策できる町並みにする。商いのための自動車道は町並みの裏側に造る。   |   |
| 29  | 全体         | 「もう一度行ってみたい」を思う観光客を本市に呼び寄せるには、地元民の本気さ、一捻りも二捻りも工夫した創造性と熱意が必要であり、新しい会津若松市を創造するヒントは「七日町の街づくり隊」や「鶴ヶ城案内ボランティア隊」などの皆さんが創りあげてきた熱意に秘められている。行政に求められることは、それらのヒントから閃かせた感性と研ぎ澄まされた創造性と熱意である。 | 市においては、「会津まちづくり応援隊」等をはじめとした市民協働によるまちづくりに取り組んでおり、まちなかの賑わいづくり等についても様々なご意見やアイデアをいただくとともに、形にしながら取り組んでまいりました。<br>今後におきましても、市民の方々との協働によるまちづくりに鋭意取り組んでまいります。 |
| 30  |            | 裏打ち理論のない独りよがりの「かたち」は無残。まずは目利きの活用によるデザイン力の向上を。  | さまざまな事業において、ハード面、ソフト面ともにデザイン力や企画力が鍵となるものと認識しておりますので、今後の事業推進に向けて参考とさせていただきます。  |

| No. | 分類  | 意見の内容  | 市の考え方  |
|-----|-----|--|--|
| 31  | その他 | 観光では若い人の欲求は満たせない。若い人が望むのは未来が見えること、探すこと、感じることである。官民の垣根を超えた多機能図書装置空間（本を核とした多様な空間）をつくる。                 | 本計画については、計画期間とする今後5年間に集中的に事業を推進するものであり、5年間に実現可能な事業について計画に位置付けています。<br>いただいたご意見については、今後のまちづくりを進めるうえでの参考とさせていただきます。  |
| 32  |     | 教育費をゼロにする。投資会社、機関など官民の枠を超えた方策が考えられないか。   |  |
| 33  |     | 市庁舎は、現在地並びに旧謹教小学校跡地を活用した新築、地下駐車場の完備、庁内LANを生かした一括した窓口サービスの推進、来庁者や職員のための周辺店舗の確保                        | 本計画については、計画期間とする今後5年間に集中的に事業を推進するものであり、5年間に実現可能な事業について計画に位置付けています。<br>なお、市庁舎につきましては、平成27年度より市民の皆様とともに策定を進めていく「総合計画」の策定作業の中で検討していく考えであり、その際にいただいたご意見も参考とさせていただきたいと思えます。<br>加えて、ぜひとも今後募集する総合計画策定にかかる市民会議、懇談会等にご参加くださいますようお願いいたします。 |
| 34  |     | 市役所本庁舎を会津偉人館として活用すべき。  |  |
| 35  |     | 市役所本庁舎は近代史以降における本市のシンボルであり、ここに「会津人魂」を結集し「会津商人魂」の砦としたい。郷土資料館や伝統工芸品の実演販売、伝統野菜の販売所、さらには会津の偉人を紹介する施設とする。 |  |
| 36  |     | 市役所本庁舎裏の県立葵高校の屋外運動場をより使い勝手の良い場所へ移転させ駐車場を整備する。葵高校敷地周辺の地区住民の皆様には運動場建設用地買収に協力をいただく。                     |  |